

各学校剣道部顧問様
各剣道道場団体御中

令和7年10月吉日
尾張剣道連盟会長祝要司

級位審査会のお知らせ

みだしにつきまして下記のとおり実施しますので、審査を受けられる方は所定の手続により申し込んで下さい。
審査当日の注意事項については別紙をご参考下さい。

記

1. 実施日時 令和7年11月30日(日) 全級9:00～受付開始、9:30受付終了

2. 実施場所 尾張旭市総合体育館 2Fアリーナ

3. 参加範囲 瀬戸市・尾張旭市・日進市・長久手市・東郷町に在住・在勤・通学の方

4. 申込方法 受審者は部活、所属団体の担当者に「受審申込書」を提出して下さい。

担当者は「受審申込書」に「申込者集計表」を添えて地区事務局まで提出して下さい。

5. 申込先

支部地区	地区事務局	連絡先
瀬戸	〒489-0952 瀬戸市池田町239-7 瀬戸剣道連盟事務局 竹内 正二	TEL/Fax 0561-85-5261
尾張旭	〒488-0084 尾張旭市旭ヶ丘山の手119-3 尾張旭市剣道連盟事務局 横田 岳	TEL 0561-51-1984
尾張東 長久手	〒480-1116 長久手市杢ヶ池1001 杣ヶ池体育館内 長久手市スポーツ協会剣道部事務局 多々 邦弘	TEL 080-1621-0565
尾張東 日進	〒470-0122 日進市蟹甲町中屋敷457-3 尾張東剣道連盟事務局 村瀬 美貴男	TEL 0561-72-0478
尾張東 東郷町	〒470-0166 東郷町兵庫2-4-7 東郷町スポーツ協会剣道部 伊東 寛幸	TEL 090-8671-3499

申込締切 令和7年11月9日(日)必着 (各地区〆切は左記日付よりも早期になります。)

6.審査料等 審査料及び合格者級位登録料は審査当日に受審者が会場にて納入して下さい。

4級以上を受審する方は、愛知県剣道連盟への会員登録(終身会員)が必要です。

未登録者にはあわせて新規会員登録料を納入して下さい。

・審査料 すべての級 1,400円 (1,100円+手数料300円)

・合格者級位登録料 1級 3,400円 (3,300円+交付料100円)

2級以下 2,300円 (2,200円+交付料100円)

・新規会員登録料(終身会員) 8,200円 (8,000円+手帳代200円)

*なお、新規会員登録料を当日に納入できない場合、会員登録はできませんのでご注意ください。

7.受審可能な級

・小学生で現在、級を持っていない方は4級以下を受審できます。

・中学生で現在、級を持っていない方は3級から受審できます。また現有する級に関係なく上の級が受審できます。

・高校生以上で現在、級を持っていない方は1級から受審でき、また現有する級に関係なく上の級が受審できます。

*原則として自分の所属地区で審査を受けて下さい。やむを得ず他地区で受ける場合は、所属地区的責任者に申し出て、指示を受けて下さい。

<その他、注意事項>

- ① *受審番号が書かれた「垂れシール」は、当日会場で配布します。
- ② 次のことが当てはまる申込者は審査会への参加をご遠慮下さい。
 - ・当日体温が 37.5 度以上、もしくは 37.0 度以上で風邪の症状がある方。
- ③ 審査会に申込む方は、自己の責任において当日の審査会に参加して下さい。
- ④ 保護者同伴で来場した場合、受審者以外の方は原則として観覧席にての待機をお願いします。
ただし、小学生以下の受審者につきましては、必要がある場合のみ、1 名の付き添いを認めます。
- ⑤ 着替えは原則自宅で済ませてきて下さい。

*やむを得ず審査会場内施設を利用する場合は、密を避け、交代で利用して下さい。

- ⑥ 審査では面の中に マウスシールド もしくは 面マスクを必ず着用して下さい。
応急処置等は致しますが、必要に応じて予めスポーツ保険に加入してからのご参加をお勧めします。
なお、受審中の傷病やその他の事故について主催者は一切の責任を負いません。

* 尾張旭市総合体育館は下駄箱が少ないので、各自履物入れ等をご持参下さい。

※ 級位審査会 基本打ち

七級	「気をつけ」－「礼」－「構え刀」－「前へ」「前へ」－「後へ」「後へ」－ 「前に出て面を打て」－「前に出て小手を打て」－「前に出て胴を打て」－ 「下がって面を打て」－「下がって小手を打て」－「下がって胴を打て」－ 「納め刀」－「礼」
六級	面打ち－（振り返って）小手打ち
五級	面打ち－（振り返って）小手打ち
四級	面、（体当たり）引き胴一面打ち－（振り返って）小手、面打ち
三級	木刀による剣道基本技稽古法 元立ち、掛手双方実施 基本1・（一本打ちの技） 「正面」・「小手」・「胴」・「突き」 基本2・（二・三段の技） 「小手→面」
二級	木刀による剣道基本技稽古法 元立ち、掛手双方実施 基本3・（払い技） 「払い面」 基本4・（引き技） 「引き胴」 基本5・（抜き技） 「面抜き胴」
一級	木刀による剣道基本技稽古法 元立ち、掛手双方実施 基本6・（すり上げ技） 「小手すり上げ面」 基本7・（出ばな技） 「出ばな小手」 基本8・（返し技） 「面返し胴」 基本9・（打ち落とし技） 「打ち落とし面」

*三級以上の受審者が行う「木刀による剣道基本技稽古法」の審査は、「木刀」で行います。

木刀を忘れないように持参して下さい。